

特別指定区域一覧表

指定番号 特指第 11 号

指定年月日 令和 元年11月29日

地区名	丸山地区			
特別指定区域のメニュー (条例別表の土地の区域の区分)	土地の区域	建築物の用途 (条例別表の建築物)	区域面積 (ha)	備考
新規居住者の住宅区域	西脇の一部	人口の減少に対処する必要がある集落又はその近接地において新規に居住する者等のための建築物で規則で定めるもの [1 戸建て住宅]	7.7	
地縁者の小規模事業所区域	西脇の一部	開発区域周辺の市街化調整区域に通算して10年以上居住する者が、自己の業務の用に供する建築物で規則で定めるもののうち、その周辺の地域における環境の保全上支障がないと市長が認めるもの [1 小規模事業所 2 上記の事業所の兼用住宅 3 上記の事業所を営む者のための戸建て住宅]	1.1	